

退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会
の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第8号

退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則（平成22年さいたま市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、当事者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨について、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第15条第4項の規定の例による措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第4条 人事委員会が前条第1項の規定による通知をした場合（<u>同条第3項及び第4項の規定により通知をした場合を含む。</u>）において、当事者は、正当な理由があるときは、人事委員会に対し、意</p>	<p style="text-align: center;">(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をさいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）別表に規定する掲示場に掲示して行うことができる。この場合においては、掲示された日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第4条 人事委員会が前条第1項の規定による通知をした場合（<u>同条第3項の規定により通知をした場合を含む。</u>）において、当事者は、正当な理由があるときは、人事委員会に対し、意見陳述の機</p>

<p>見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(代理人)</p> <p>第5条 第3条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(意見陳述の機会の期日における審理の公開)</p> <p>第13条 人事委員会は、第10条第6項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所をさいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号)第2条第2項の例により掲示しなければならない。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>	<p>会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(代理人)</p> <p>第5条 第3条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(意見陳述の機会の期日における審理の公開)</p> <p>第13条 人事委員会は、第10条第6項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所をさいたま市公告式条例第2条第2項の例により掲示しなければならない。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示された日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示された日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示された日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。